

薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を
改正する件 新旧対照表

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省
告示第二百九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第1 1～1090（略） <u>1091 自己検査用血液凝固分析器</u> <u>1092 歯科矯正用アンカースクリュー</u>	別表第1 1～1090（略） （新設） （新設）